行政処分等 の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者	営業所 点数
	有限会社井上商事(法人番号2120002002749)代表者 井上 猛	大阪府大阪市阿倍野 区三明町2丁目2-5	本社	大阪府摂津市一津屋 三丁目10番4号	輸送施設の使用停止 (140日車)	貨物運送事業法第17条第1項第2号	令和6年1月18日、関係機関からの情報を端緒に監査を実施。11件の違反が認められた。(1)疾病、疲劳等のおそれのある運行の業務(貨物自動車運送事、(2)点検整備違反【定期点検整備等の未実施】(安全規則)第3条の3、道路運送車両法第48条)、(3)整備管理者の研修受講義務違反【研修未受講】(安全規則第3条の5)、(4)点呼の実施違反【未実施】(安全規則第7条第1項~第3項)、(5)(6)点呼の記錄違克【記載】記載事項等の不備】(安全規則第7条第1項)、(7)業務の記錄違反【記録計による過報等の系備】(安全規則第9条)、(9)運転者等台帳【記載事項等の不備】(安全規則第9条の5第1項)、(110)「旨以安全規則第9条の5第1項)、(110)「旨以安全規則第9条の5第1項)、(110)「旨以下行治違及び監督の指針」(以び監督連長、1)による運転者に対する特別な指導及び監督方治治導及び監督方法。)(110)「指の計算を開始、110」(110)「指の計算、110」(110)「指の計算、110」(110)「指の計算、110」(110)「指の計算、110」(110)「指の計算、110」(110)「指の計算、110」(110)「指の計算、110」(110)「指の計算、110」(110)「指の計算、110」(110)「指の計算、110」(110)「指の計算、110」(110)「指の計算、110」(110)「指の計算、110」(110)「指の計算、110」(110)「指の計算、110」(110)「指、110」(110)「指、110」(110)「自動性、110)(110)「自動性、110」(110)「自動性、110)(110)(110)(110)(110)(110)(110)(110)	14	14
令和6年8月7日	株式会社ロンコ・ジャパン(法 人番号4120001013794)代表 者 宮口 弘之		湖南支店	滋賀県湖南市夏見字 下五反田638-2,639- 2,642	輸送施設の使用停止 (10日車)	貨物運送事業法第17条 第1項第1号	令和6年1月29日及び同年2月8日、法令違反の疑いがあることを端緒に監査を実施。1件の違反が認められた。(1)「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)	1	1
- 令和6年8月9日	有限会社エフジェイトラスポ (法人番号4120102027132) 代表者 藤原 猛	大阪府堺市中区小阪西町6−34	本社	大阪府堺市中区小阪西町6-34	輸送施設の使用停止(140日車)	貨物自動車運送事業法第17条第1項第2号	令和6年1月23日、関係機関からの情報を端緒に計算を実施。14件の違反の位置(運輸自動を連続をは、(1)事指達等)。 (1)事が認められた。(1)事指達素」で更認可違反【営業所の位置(運輸自動車運第と、(2)事業計算等と、(2)事業計算等と、(2)事業計算等と、(2)事業計算等と、(2)事業計算等と、(2)事業計算等と、(2)事業計算等と、(2)事業計算等と、(2)事業計算等と、(2)事業計算等と、(3)事業をは、(3)事業をは、(3)事業をは、(4)事業・(4)事業・(5)年のと、(4)事業・(5)年のと、(5)年のに、(5)年のと、(5	14	14

行政処分等 の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者	営業所 点数
令和6年8月9日	株式会社物流サポート(法人番号6150001008360)代表者高瀬 郁代		本社	奈良県奈良市紀寺町 908-3	文書警告	貨物自動車運送事業法 第17条第1項第1号	令和6年5月28日及び同年6月11日、労働局からの通報を端緒に監査を実施。3件の違反が認められた。(1)「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)(3)点呼の記録違反【記録】【記載事項等の不備】(安全規則第7条第5項)	0	0
令和6年8月15日	有限会社足立運輸(法人番号5130002015540)代表者 足立 安弘	京都府京都市中京区 西ノ京原町36	本社	京都府京都市中京区 西ノ京原町36-1	輸送施設の使用停止 (40日車)	貨物自動車運送事業法 第17条第4項	令和6年3月5日、関係機関からの情報を端緒に監査を実施。7件の違反が認められた。(1)点呼の実施違反【未実施】(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項~第3項)、(2)点呼の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第8条)、(4)運行記録計による記録違反【記録】(安全規則第9条)、(5)運転者等台帳【記録】(安全規則第9条)、(5)運転者等台帳【記載】「安全規則第9条の5第1項)、(6)「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び運転適性診断受診義務違反【運転適性診断の受診状況】(安全規則第10条第2項)、(7)運行管理者の講習受講義務違反(安全規則第23条第1項)	4	4
令和6年8月15日	有限会社大倖(法人番号 9130002025610)代表者 小 山 豊	京都府長岡京市神足四反田6番地	本社	京都府長岡京市神足四反田6番地	輸送施設の使用停止 (30日車)	貨物自動車運送事業法 第17条第1項第1号	令和5年12月7日及び同年12月27日、公安委員会からの通報を端緒に監査を実施。6件の違反が認められた。(1)事業計画変更事前届出違反【各営業所に配置する事業用自動車の種別ごとの数違反】(貨物自動車運送事業法施行規則第6条第1項第1号、第2号)、(2)「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」の遵守違反(貨)物自動車運送事業輸送安全規則」以3)点呼の実施違反【計算3条第4項)、(3)点呼の実施違反【記載事項等の不備】(安全規則第7条第1項~第3項)、(4)点呼の記錄違反【記載事項等の不備】(安全規則第7条第5項)、(5)運行指示書【作成、指示又は携行の義務違反【記載事項等8の3第1項~第3項)、(6)「に対して行う指導及び監督の指針」」による運転者に対する指導及び監督違反【一部不適切】(安全規則第10条第1項)	3	3
令和6年8月19日	有限会社泰興運輸(法人番号5120102002803)代表者安川 信弘	大阪府堺市中区深井 東町3146	福田	大阪府堺市中区土塔 町141-1	輸送施設の使用停止 (10日車)	貨物自動車運送事業法 第17条第1項第1号	令和5年10月19日、死亡事故を引き起こしたことを 端緒に監査を実施。3件の違反が認められた。(1) 「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の 勤務時間及び乗務時間に係る基準」の遵守違反 (貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規 則」)第3条第4項)、(2)点呼の記錄違反【記載事項 等の不備】(安全規則第7条第5項)、(3)「貨物自動 車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行 う指導及び監督の指針」による運転者に対する指導 及び監督違反【一部不適切】(安全規則第10条第1 項)	8	1
令和6年8月20日	有限会社丸福物流サービス (法人番号5140002032849) 代表者 福岡 英樹	兵庫県宍粟市山崎町 川戸1841番地	姫路北	兵庫県姫路市安富町 狭戸790番1	輸送施設の使用停止 (10日車)	貨物運送事業法第17条 第4項	令和6年2月5日、公安委員会からの通報を端緒に 監査を実施。1件の違反が認められた。(1)限度超過 車両の通行、条件等違反の防止に係る指導及び監 督の怠慢(貨物自動車運送事業輸送安全規則第5 条の2)	1	1

行政処分等 の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
	港北口ジテック株式会社(法 人番号9140001027813)代表 者 北原 康幸		本社	兵庫県神戸市中央区 港島9丁目11-1	輸送施設の使用停止(80日車)	貨物運送事業法第17条第1項第2号	令和5年10月25日、関係機関からの情報を端緒に監査を実施。6件の違反が認められた。(1)事業計画変更認可違反【乗務員等の休憩・睡眠施業業の位置を以収容能力違反】(貨物自動車運送事業新画変更の事後届出違反【主たる事務所の名称、位置の変更違反】(施行規則以下「施行規則」第7条第1項第6号、(3)事業計画変更の事後届出違反【営業系所の名称、位置の変更違反】(施行規則第7条第1項等日号)、(3)事業計画変更の事後届出違反【営業系のの変更違反】(施行規則第7条第1項系もの区域方の変更違反】(施行規則第7条第1項第2号、は荷扱所の名称、位置(利用運送のみに係るの変更違反】(施行規則第7条第1項第2号、100変更違反】(施行規則第7条第1項第2号、100変更違反】(監禁事業等後安全規則」)第3条の3、道路運送車両法第48条)、(5)「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の下(5)「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の下(5)「資物自動車運送事業会が事業用自動車の下(5)「資物自動車運送事業務後安全規則」の第2条の3、道路運送車両法第48条)、(5)「資物自動車運送事業送第60条第1項)、(6)報告義務違反(貨物自動車を対する指導及び監督域反(6)報告義務違反(貨物自動車を対する指導及び監督を対する指導及び監督を対する指導及び監督を対する指導及び監督を対する指導及び監督を対する指導及び監督を対する指導及び監督を対する指導及び監督を対する指導及び監督を対する指導及び監督を対する指導及び監督を対する指導及び監督を対する指導を対するが認めるが認めるが認めるが認めるが認めるが認めるが認めるが認めるが認めるが認め	8	8
	杉村運輸株式会社(法人番号1120001029158)代表者 松崎 力満	大阪府大阪市港区福 崎3丁目1番148号	本社	大阪府大阪市港区福 崎3丁目1番148号	文書警告	貨物自動車運送事業法 第17条第4項	公安委員会からの道路交通法第108条の34の規定 に基づく通知件数(放置行為)が過去1年以内に3件 に達した。(1) 運転者の指導監督義務違反(貨物自 動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	0	0
	ムラグチ運送株式会社(法人番号3130001038610)代表者 村口 俊市		京都	京都府城陽市寺田今 橋70番地の9	輸送施設の使用停止 (50日車)	貨物自動車運送事業法第17条第1項第1号	令和5年11月17日及び同年12月6日、公安委員会からの通報を端緒に監査を実施。10件の違反が認められた。(1)「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)疾病、疲労等のおそれのある運行の業務(安全規則第3条第6項)、(3)点呼の実施違反【未実施】(安全規則第7条第1項~第3項)、(4)点呼の記録反【記載事項等の不備】(安全規則第7条第5項)、(5)業務の記録違反【記録1による記録違反【記録】(安全規則第9条)、(7)運転者等の不備】(安全規則第9条の不備】(安全規則第9条の不備】(安全規則第9条の下備]以下「指導監督、所述等の不備」(以下「指導監督の不信」(安全規則第9条の5第1項)、(8)(9)「貨物自動車運送事業者が事業用目」以下「指導監督の不適切】(記録】(安全規則第10条第1項)、(10)「指導監督告示」による運転者に対する特別な指導及び運転適性診断受診状況】(安全規則第10条第2項)	5	5

行政処分等 の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
令和6年8月26日	株式会社柿本(法人番号 8120101026800)代表者 柿 本 錠治	大阪府松原市天美我 堂7丁目528-2	本社	大阪府松原市天美我 堂7丁目528-2	輸送施設の使用停止 (40日車)	第17条第1項第1号	令和6年1月26日、公安委員会からの通報を端緒に 監査を実施。9件の違反が認められた。(1)「貨物自 動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務的 間及び乗務時間に係る基準」の遵守違反(貨物自 動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3 条第4項)、(2)疾病、疲労等のおそれのある運行の 業務(安全規則第3条第6項)、(3)点呼の実施違 人(表実施)(安全規則第7条第1項~第3項)、(4)点呼 の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第項 第5項)、(5)(6)業務の記録違反【記録】【記載事項等 の不備】(安全規則第8条)、(7)運行記録計による 最違反【記録】(安全規則第9条)、(8)運行指示等 の不備】(安全規則第8条)、(7)運行記録計による書 【作成、指示又は携行の義務違反】(安全規則第9名 事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督 の指針」による運転者に対する指導及び監督 【一部不適切】(安全規則第10条第1項)		4
令和6年8月26日		兵庫県尼崎市尾浜町 2-13-16	本社	兵庫県尼崎市尾浜町 2-13-16	輸送施設の使用停止 (20日車)	貨物自動車運送事業法 第17条第1項第1号	令和6年1月30日、労働局からの通報を端緒に監査を実施。3件の違反が認められた。(1)「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則))第3条第4項、(2)点呼の記錄違反【記載事項等の不備】(マ全規則第7条第5項)、(3)運行指示書【作成、指示又は携行の義務違反】(安全規則第9条の3第1項~第3項)		2
令和6年8月30日	有限会社スタイリッシュオート (法人番号6150002006322) 代表者 藪内 宏隆	奈良県天理市遠田町 602-2	本社	奈良県天理市遠田町 602-2	輸送施設の使用停止 (10日車)	貨物自動車運送事業法 第17条第1項第1号	令和6年3月6日、労働局からの通報を端緒に監査を実施。4件の違反が認められた。(1)「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)点呼の実施違反【未実施】(安全規則第7条第1項~第3項)、(3)業務の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第8条)、(4)運行記録計による記録違反【記録】(安全規則第9条)	1	1